

令和 年 月 日

原動機付自転車改造(作製)申告書

宜野座村長 殿

私の所有(使用)する車両について、次のとおり改造(作製)したことを申告します。

なお、改造(作製)内容について、私が一切の責任を負うことを誓約します。

納 税 義 務 者 住 所:

(所 有 者) 氏名:

〈車両情報〉

車 名		車 体 番 号	
車 輪 数	<input type="checkbox"/> 2輪 <input type="checkbox"/> 3輪 <input type="checkbox"/> 4輪以上		

〈改造内容〉

実施内容	<input type="checkbox"/> 原動機の載せ替え	<input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け
	<input type="checkbox"/> 輪距の変更(ミニカー登録)	<input type="checkbox"/> 原動機内部のボーリング
	<input type="checkbox"/> 自主作製	<input type="checkbox"/> その他()

※実施内容に伴い、変更した項目について記載してください。

項 目	変更前		変更後	
車種の変更内容	<input type="checkbox"/> 原付50cc以下	<input type="checkbox"/> 原付90cc以下	<input type="checkbox"/> 原付50cc以下	<input type="checkbox"/> 原付90cc以下
	<input type="checkbox"/> 原付125cc以下	<input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 原付125cc以下	<input type="checkbox"/> ミニカー
	<input type="checkbox"/> その他()			
原動機の型式				
内径×行程	内径 mm × 行径 mm		内径 mm × 行径 mm	
	※排気量=(内径/2) ² ×行径×3.14/1000			
排 气 量		cc		cc
輪 距		cm		cm
そ の 他				

※太枠内に記入してください。

※上記改造内容が確認できる資料(カタログ、写真、部品の領収証等)の提出が必要です。

※添付資料については、裏面を参照ください。

〈改造作業者〉

□本人(所有者・使用者)		
□業者	住 所	
□その他()	氏名又は名称	
	電 話 番 号	

※虚偽の申告(未改造なのに偽って申告をした場合等)をした場合は、地方税法第448条により、罰金に処せられることがあります。

裏面も参照してください。

改造の申告をする場合は、改造内容が確認できる資料の提出が必要となります。

※申告内容に変更があった場合は、宜野座村条例第87条第2項により申告する義務があります。

【添付資料例】

原動機の載せ替え	改造後の排気量が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 原動機購入時の領収書等の写し(メーカー名、型番等がわかるもの) <input type="checkbox"/> 原動機カタログの写し
改造キットの取り付け	改造後の仕様が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 改造キットのカタログの写し <input type="checkbox"/> 改造キット購入時の領収書等の写し(メーカー名、型番等がわかるもの)
輪距の変更	改造後の輪距が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 変更後の輪距が確認できる写真(メジャーを添えた写真) <input type="checkbox"/> スペーサーのカタログの写し <input type="checkbox"/> スペーサー購入時の領収書等の写し
原動機内部のボーリング	改造後のシリンダーの内径及び行程を申告してください。 <input type="checkbox"/> ボーリング後の排気量計算書(表面に内径、行程の記入があれば省略)
自主作製	作成した車両の形状、車輪数、排気量等が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 形状、輪距がわかる写真 <input type="checkbox"/> 排気量がわかる写真 <input type="checkbox"/> 車両設計書の写し <input type="checkbox"/> 原動機の部品等購入時の領収書の写し(メーカー名、型番等がわかるもの)
その他(上記以外)	改造内容が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 改造に使用した部品のカタログの写し <input type="checkbox"/> 改造後の車両の写真 <input type="checkbox"/> 改造内容が確認できる設計書の写し

※ 改造内容の確認に必要があれば、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

※ インターネットで部品等を購入した場合は、領収書に代えて入札した履歴等の画面の写しで代用できます。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できないため、標識を交付できない場合があります。

《改造についての注意事項》

- 今回の改造について「原動機付自転車改造申告書」に基づき課税客体として表示するために標識を交付(貸与)しているもので、公道を走ることを了承したものではありません。また、本村では保安基準の審査は行っておらず、走行性、安全性について保証するものではありません。
- 道路交通法上の扱いについても、ご本人様の責任で行ってください。
- 改造した車両を元の状態(製造時)に戻す場合にも、申告書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。